

# 第1章 環境基本計画の基本的事項

## 第1節 計画改定の趣旨

本市では、2008（平成20）年3月に改定した「大分市環境基本計画」に基づき、望ましい環境像「心の豊かさをはぐくみ 環境と調和する質の高い社会をめざす都市 おおいた」の実現に向け、各種環境施策を推進してきました。

前回の改定以降、国においては、2012（平成24）年に「第四次環境基本計画<sup>※</sup>」や「生物多様性国家戦略<sup>※</sup>2012-2020」を策定するなど、環境を取り巻く様々な進展がありました。

特に、「第四次環境基本計画」では、東北地方で甚大な被害をもたらした東日本大震災での教訓を受けて、「安全」に対する考えが新たに追加されました。具体的には、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会（めざすべき持続可能な社会）を実現するとしています。

本市においても、2013（平成25）年3月に「大分市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）<sup>※</sup>」を策定し、また、2014（平成26）年11月から家庭ごみの有料化制度を開始するなど、環境行政を取り巻く状況が大きく変化しています。

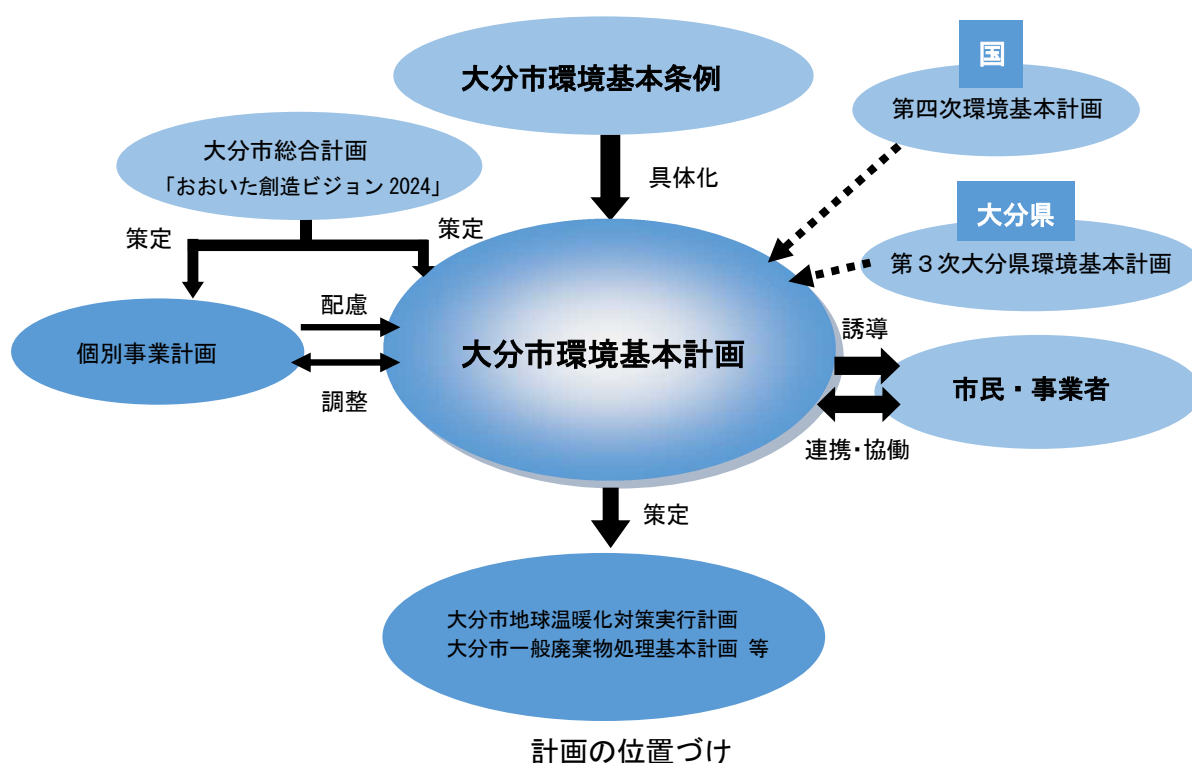
このような中、2017（平成29）年3月に第二次の環境基本計画期間が終了することから、2016（平成28）年6月に策定した大分市総合計画「おおいた創造ビジョン2024」<sup>※</sup>を踏まえ、2017（平成29）年度以降の本市における良好な環境の保全と創造に向けた環境行政を推進することを目的に、この度、環境基本計画を改定しました。

## 第2節 計画の役割・位置づけ

本計画は、大分市環境基本条例※第8条に基づき、市、市民、事業者をはじめ関係団体等、環境に関わるすべての関係者が、目標や計画を共有し、連携・協働して取り組んでいく環境に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本となる計画です。

そのため、市政運営の基本となる「大分市総合計画」の環境分野の施策との整合や、関連する他分野の個別事業計画との連携も図りながら、施策を推進していきます。

また、本計画では、望ましい環境像を掲げ、市民、事業者が取り組むべき環境に配慮した行動の取組を示し、その実現へと誘導を図ります。



## 第3節 計画の期間

本計画の期間は、2017（平成29）年度から2024（平成36）年度までとします。ただし、社会的情勢の変化に応じて、必要な場合には計画の見直しを行います。

## 第4節 計画の対象地域と環境の範囲

本計画の対象地域は、本市全域とします。なお、対象地域を越えた対応が必要な場合は、「大分都市広域圏※」等の周辺自治体、県、国と連携して対応します。

本計画が対象とする環境の範囲は、次の「自然環境」「快適環境」「生活環境」「資源循環」「地球環境」及び「環境教育・連携」の6分野とします。

計画において対象とする環境の範囲

分野	対象
自然環境	河川、海、森林、農地、生きもの 等
快適環境	水辺空間、緑化、公園緑地、都市景観、歴史・文化 等
生活環境	水質、土壌、大気、騒音・振動 等
資源循環	廃棄物、水資源 等
地球環境	地球温暖化、オゾン層※ 等
環境教育・連携	環境教育・環境学習、連携、環境保全活動 等

## 第5節 計画の主体と役割

---

本計画の主体は、市、市民、事業者とします。

望ましい環境像を実現していくために、市、市民、事業者がそれぞれの役割を果たし、計画を推進します。

### ■市の役割

市は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、率先して自らの事務・事業に伴う環境への負荷の低減に努め、市民、事業者、NPO 等団体の環境保全活動に対しては多方面からの支援を行い、また、広域的な取組を必要とするものについては、「大分都市広域圏」等の周辺自治体、県、国との連携・協力体制の構築に努めます。

### ■市民の役割

市民は、日常生活が環境へ負荷を与えていることを認識し、自ら積極的に環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動への参加に努めます。

### ■事業者の役割

事業者は、事業活動が環境へ負荷を与えていることを認識し、公害の未然防止、自然環境の保全、環境への負荷の低減など自主的な取組に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策への協力をはじめ、地域の構成員として、地域における環境保全活動への貢献に努めます。